

# 相談支援班からのおたよりです



令和5年4月10日発行

岩戸支援学校 支援連携グループ相談支援班

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。在校生のみなさんは、一つ学年があがり、新しい先生やクラスメイト、後輩たちとの出会いがありました。少しずつ気持ちを切り替えて、充実した学校生活を送ってください。

相談支援班では、さまざまな相談に応じています。学習のこと、友だちのこと、体の使い方、食事のこと、どうしたらよいかわからないモヤモヤした気持ちなどに寄り添い、お話を聞いたりアドバイスをしたり、時にはきびしく道すじをしめしたりしていきます。また、いじめやセクハラなどの相談窓口にもなっています。必要に応じて児童相談所や福祉課とも連携していますので、お気軽にご相談ください。

## 相談支援班のメンバーです

右：高橋茂喜 (OT)

お気軽にご相談ください！

中央：寺屋憲字

悩んだ時は相談を！一緒に考えていきましょう。

左：菊地咲羽

初めて相談担当になりました。いつでも声をかけてください。



相談支援班では電話相談にも応じています。

相談支援班直通電話は046-839-4503です。

進路支援班と同じ番号ですので、お電話でのご相談の際には「相談班」を呼び出してください。

## 成年後見人制度講演会のこと

3月7日、横須賀市障害福祉課主催の「成年後見制度講演会」が行われました。当日は【「親なきあと」へ思いをつなぐ家族の未来予想図～親子のライフプランから考えるお金と制度について～】というテーマで、ファイナンシャル・プランナーの佐藤加根子さんよりお話がありました。

佐藤加根子さんは知的障害を伴う自閉症の息子さんを育てていく中で息子さんの将来に不安を感じ、ご自身がいろいろな勉強をされた結果、障害のある子を持つ家族へのライフプランの必要性をテーマに、個人相談やセミナー活動を始められたそうです。母親目線での話や18歳成人制となった現在の課題点など、具体例を挙げながらの講演でした。盛りだくさんのお話の中で「なるほど」と思ったキーワードを、いくつかお伝えします。

◆福祉課や兄弟姉妹が何とかしてくれるだろう……今後、福祉制度が手一杯となり十分な支援が受けられなくなる可能性がある。頼みの綱の兄弟姉妹も自分たちの生活が優先され、トラブルになることも…。

◆子どもの口座にできるだけたくさんのお金を残すと……子どもに残した資産が会ったこともない人に管理され、自由に使えないお金になってしまうかも…。

◆親が健康でいられる時間は意外と少ない……平均寿命と健康寿命は違う。健康でいられる時間を考える必要がある。もしも認知症になってしまったら…。

◆いつ何が起こるかを先読みする……10年後、20年後…の家族の状況をイメージして備える。緊急時に誰がどう対応するかを決めておく。

◆とりあえずの遺言書を作成しておく。お金は子ども名義でなく親名義で管理する。

◆希望した人（例えば親）が後見人になれるとは限らない……成年後見人は家庭裁判所が決定するので、職業後見人（弁護士など）が付くことがある。

◆職業後見人は費用がかかる……月額2～5万円。金額は家庭裁判所が決める。後見人制度はいったん始めたら途中でやめることができないので、本人が亡くなるまで費用を払い続けなくてはならない。

◆後見人の考えによる個人差が大きい……資産から計算して月に使えるお金が決まるので、自由にお金の出し入れができないこともある。

まだまだ伝えきれないことがたくさんありますが、学校にいる間にぜひ進めておいてほしいこととして「相談支援事業所につないでおくこと」「地域とのつながりを作っておくこと」が大切ですという言葉がありました。成年後見人制度には「後見制度支援信託・支援預金」のように、本人を守ってくれる制度など、付帯されたものもあります。厚生労働省のホームページに詳しく掲載されていますので、参照してください。

